

# 令和8年度十日町地域農作業標準賃金及び農作業請負標準料金表

## 農作業標準賃金

田作業賃金	1日当り(8時間労働) 9,000円 ~ 10,000円	<ol style="list-style-type: none"> <li>生産組合等で協定を結んでいる場合は、それによって下さい。</li> <li>作業条件及び特殊技能等により標準賃金を参考に両者間の協議で決めてください。</li> <li>標準賃金は賄いを除く金額です。</li> <li>田植・稲刈りが含まれます。</li> </ol>
畑作業賃金	1日当り(8時間労働) 9,000円 ~ 10,000円	

## 農作業請負標準料金(消費税込み)

作業	区分	種別	利用料金(円)	摘要	
トラクター	田の耕起(10a当り)	春耕起	整備地	7,200	<ol style="list-style-type: none"> <li>オペレーター付きとする。</li> <li>作業困難な場合は、受委託者間で協議する。</li> <li>整備地とは、長方形で圃場面積が10a以上の整備されている圃場とする。</li> <li>賄いは含めない。</li> <li>1回掻きは、荒掻き・代掻き同時作業、2回掻きは荒掻き・代掻きを分けて行う作業とする。</li> </ol>
			未整備地	7,800	
		秋耕起	整備地	6,200	
			未整備地	7,200	
	畑の耕うん		10a当り	8,200	
	代掻き(10a当り)	1回掻き	整備地	10,500	
			未整備地	12,200	
2回掻き		整備地	14,800		
		未整備地	16,500		
田植機	機械田植え(10a当り)	普通植え	整備地	7,500	<ol style="list-style-type: none"> <li>オペレーター付きとする。</li> <li>苗は委託者持ちとする。</li> <li>作業補助員は、作業委託者が対応する。</li> <li>植栽密度は、標準植えとする。</li> </ol>
			未整備地	8,400	
		側条植え	整備地	8,600	
			未整備地	9,400	
コンバイン	稲刈り(10a当り)	刈取り脱穀	整備地	21,900	<ol style="list-style-type: none"> <li>オペレーター付きとする。</li> <li>倒伏割合、田面の軟弱程度の料金加算は、相対で決めてください。</li> </ol>
			未整備地	22,900	
		スミ刈	1枚	1,200	
乾燥機	籾乾燥(60Kg当り)	生もみ	1,700	<ol style="list-style-type: none"> <li>乾燥度合いは水分15%程度とする。</li> </ol>	
調整機	60kg当り	玄米	870		
		色選加算額	1,200		
		籾殻片付け	100		
育苗	1箱当り	稚苗硬化苗	960	<ol style="list-style-type: none"> <li>種もみ料及び配達料込とする。</li> </ol>	
		中苗硬化苗	960		
籾運搬料(専用袋1袋当り)		5km未満	250	<ol style="list-style-type: none"> <li>パラ運搬は1袋30Kg換算で計算する。</li> </ol>	
		5km以上	360		
農機具運搬料(移動料)		5km未満	2,700	<ol style="list-style-type: none"> <li>片道料金とする。</li> <li>農機具の運搬を業者に委託する場合は、見積に基づき、相対で運搬料を決めてください。</li> </ol>	
		5km以上	5,400		

## 参考作業料金(消費税込み)

作業区分	種別	参考料金(円)	摘要	
草刈機		1時間当り	<ol style="list-style-type: none"> <li>オペレーター付きとする。</li> <li>草刈作業は、作業方法及び圃場条件により加減する。</li> <li>防除作業は、防除剤散布を含む。</li> <li>防除作業は、防除剤散布を含む。</li> <li>畔塗機の運搬は、コンバイン運搬料に準じる。ドローンの防除、施肥にかかる農薬代、肥料代は別途要。</li> </ol>	
	自走式	1時間当り		3,400
防除	動噴機	1時間当り		2,600
	ドローン	10a当たり		2,600
施肥	動噴機	1時間当り		2,800
	ドローン	10a当たり		2,600
溝切機	溝きり	1時間当り		3,400
		10a当たり	3,400	
畔塗機	畔塗り	1m当り	100	

《注記》

※ この表の料金は、あくまでも一応の目安です。

実料金は、ほ場条件等を考慮の上、受委託者間で協議して決めて下さい。

※ 生産組合や共同作業所等で協定料金が定められている場合は、その料金としてください。